

公開します「市政情報」保護します「個人情報」ご利用ください「情報コーナー」情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係 ☎551・1576へ。

6月の納税

◆6月は市・都民税(第一期)の納期です
6月30日(火)までに納めてください。口座振替は6月30日(火)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

◆納め忘れはありませんか
①固定資産税・都市計画税 第一期(納期6月1日)
②軽自動車税全期(納期6月1日)
※納期を過ぎると延滞金(年14・6%)が課されます。納期内納付が困難な場合は早めに収納課までご相談ください。

◆インターネット公売の結果

平成21年5月に行なわれたインターネットによる滞納市税等の差押物件の公売は、次のとおり落札されました。
差押物件 オートバイ(スズキ G S 1 2 0 0 S S)

5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

Table with 5 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 平成21年5月, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

平成20年度の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

Table with 5 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 平成20年度, 前年度比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

最低見積価格32万円
落札価格46万1千円
入札者数6件
問合せ 収納課 ☎551・1578
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。
日時 6月28日(日)～7月4日(土) 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は、午前10時～午後5時)
開設場所 東京法務局人権擁護部(千代田区九段南1-15九段第2合同庁舎)
電話番号 0120・007・110(全国共通番号)
電話相談担当者 子どもの

人権専門委員・法務局職員
王催 東京都人権擁護委員連合会・東京都子どもの人権専門委員会・東京法務局
問合せ 東京都子どもの人権専門委員会(東京法務局人権擁護部内) ☎03・5213・1422
外国人のための生活便利帳(やさしい日本語版)を発行しました
市では、外国人の方向けに、緊急時の対応方法や日常生活にかかわりの深い市役所業務などをわかりやすい日本語で掲載した「外国人のための生活便利帳(やさしい日本語版)」を発行しました。
この便利帳は、日本語に不慣れな外国人の方にも理解しやすいように、簡単な文章や表現を使ったわかりやすい日本語(やさしい日本語)で記載しています。
市役所1階7番総合窓口課で配布していますので、どうぞご覧ください。
問合せ 秘書広報課広報係 ☎551・1568

「重要なお知らせ」を配信しています

市では、火災情報や不審者情報など、市民の方にとっていただきたい内容を「重要なお知らせ」として、登録をいただいた方にメールで配信しています。
登録方法は、市ホームページの「携帯電話による市政情報提供サービス」に

年金だより

外国籍の方も国民年金に加入が必要です

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。外国籍の方でも国民年金に加入しなければなりません。
国民年金に加入をして、受給要件を満たせば「老齢基礎年金」はもちろん、万が一、病気やけがによって障害が残った場合には「障害基礎年金」、不幸にも亡くなった場合には、その妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。
また、短期間で帰国し受給要件を満たさなかった場合でも、保険料の支払い期間が6か月以上あれば、帰国後2年以内に請求することにより、「脱退一時金」が受け取れます。
加入手続きは、外国人登録をしている区市町村の国民年金担当窓口で行ってください。
ただし、以下の方は加入手続きの必要はありません。
◎厚生年金保険に加入の方
◎厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者
◎日本と社会保障協定が結ばれている国の出身で、日本の年金制度への加入が免除されている方
問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

国民年金保険料をクレジットカードでお支払いいただけます

国民年金保険料は全国の銀行、郵便局、コンビニエンスストアまたはインターネット等で納付することができますが、クレジットカードでもお支払いいただけます。
クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にカード会社が立替払いし、カード会社から会員の方に請求する方法です。
お支払い方法は次の通りです。
【毎月支払い】
毎月の保険料を当月末に立替をする。
【1年分支払い(前納)】
4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替をする。
【半年分支払い(前納)】
4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替をする。
※前納による割引額は現金で納めていただく場合と同様です。お支払い回数は1回払いのみとなります。
【留意点】
保険料の一部を免除されている場合、また、過去の未払い分についてはご利用できません。
クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。
問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

匿名で3名の方からご寄付をいただきました。
寄附金は、有効に使用させていただきます。
問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535

7月の無料相談 問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568 ※休日・祝日を除く

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの手続き相談, 法律相談, 交通事故相談, 税務相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 消費者相談, 心配ごと相談, 金融相談.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)
※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!